

令和4年7月8日

第25回水俣市農業委員会

## 第25回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 新庁舎3階会議室ABC
- 2 開催日時 令和4年7月8日  
開会 9時30分  
閉会 10時26分
- 3 出席委員  
農業委員 13名 1番 坂本 隆司 君 8番 中村 清治 君  
2番 松田 時義 君 9番 廣島 康雄 君  
3番 森口 信二 君 10番 松本 公昭 君  
4番 山澤 親徳 君 11番 淵上 正嗣 君  
5番 田畑 和雄 君 12番 前田 仁 君  
6番 金田一充章 君 13番 戸次 治夫 君  
7番 稲田 祐市 君  
推進委員 14名 15番 平松 明子 君 22番 坂口 新一 君  
16番 蒔本 政廣 君 23番 山口 初憲 君  
17番 竹下 正治 君 24番 池田 郁雄 君  
18番 竹本 孝幸 君 25番 原田 隆義 君  
19番 山内 秋光 君 26番 森下 義孝 君  
20番 溝口 幸一 君 27番 下鶴 信雄 君  
21番 安田 昌一 君 28番 古里 君廣 君
- 4 欠席委員  
農業委員 1名 14番 元村 善二 君  
推進委員 0名
- 5 議事日程  
第1 議事録署名委員の選出  
第2 報告事項(1)合意解約通知について  
議第91号 農地法第3条の許可申請について  
議第92号 農地法第5条の許可申請について  
議第93号 農用地利用集積計画の申出について  
議第94号 令和4年度水俣市農地賃借料情報の公示について  
議第95号 農地移動適正化あっせん基準の見直しについて
- 6 農業委員会事務局  
局長 永松 正治  
次長 大川 尊  
参事 松原 真樹  
主任 山内 哲郎

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第25回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、13名です。 欠席は14番、元村委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、11番、洲上委員、12番、前田委員にお願いいたします。 なお、農地利用最適化推進委員は14名です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、10番、松本委員にお願いいたします。</p>
<p>10番委員 (松本公昭君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、食料の受給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)合意解約通知について、でございます。 議案書は、1から3ページになります。 3件でございます。 番号1番から3番まで、貸人、借人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。 解約の理由につきましては、番号1は、地域で話し合った結果、別の人が借りることになったため。 番号2は、借人の規模縮小のため。 番号3は、貸人が返却を希望したため合意解約するものでございます。 番号1につきましては、前回、利用権設定をした所でございますが、借人の補助金等の関係で、合意解約になったと聞いております。 それぞれの場所につきましては、番号1番が2ページ、2番、3番が3ページとなっておりますのでご覧ください。 報告事項の説明は以上となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p>

	<p>議第91号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
7番委員 (稲田祐市君)	はい、議長。
議長	はい、7番、稲田委員をお願いします。
7番委員	<p>議第91号農地法第3条の許可申請についての番号1について説明いたします。</p> <p>議案書は5ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>地目は、台帳、現況とも畑となっております。</p> <p>面積は664㎡。</p> <p>譲受人の状況は記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、田畑を手広くやっておられ、下限面積につきましては申請地の面積と自作地の合計で30aを越えておりますので問題はないかと思われます。</p> <p>申請地は6ページをご覧ください。</p> <p>現地調査は7月5日に事務局2名、譲受人、本人が来られなかったため、手続きをお願いされている行政書士の方1名、農地利用最適化推進委員の蒔元さんと私で行いました。</p> <p>譲受人は専業農家で奥様と2人で水稻、野菜作りを頑張っておられます。</p> <p>該当農地も野菜栽培を行う予定だそうです。</p> <p>従いまして農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
3番委員 (山澤親徳君)	はい、議長。
議長	はい、3番、山澤委員をお願いします。
3番委員	<p>議第91号農地法第3条の許可申請の2番について説明いたします。</p> <p>議案書は5ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請地の土地の所在は、議案書記載のとおりでございます。</p>

	<p>地目は、台帳現況とも田です。</p> <p>面積は1, 535㎡と573㎡、2筆合計で2, 108㎡となっております。</p> <p>譲受人の状況につきましては、家族3人で農業経営を行っております。</p> <p>耕作面積は自作地が16, 354㎡となっておりますが、ほとんど耕作されていて、今回、整備された農地を購入し、水稻栽培の経営拡大を図るとのことです。</p> <p>また、近いうちに長男さんが後を引き継ぐとのことでございます。</p> <p>譲受人の農作業の従事日数につきましても、年間200日以上従事しております。</p> <p>また、野菜も頑張っておられて、市場とかに出されております。</p> <p>下限面積につきましても、30aは超えております。</p> <p>所有権移転は売買でございます。</p> <p>申請地は、議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>7月4日に事務局2名、行政書士、譲受人、私の5名で現地調査を行い周辺農地の利用状況等の確認をして参りました。</p> <p>現地は、2筆隣り合っております。</p> <p>基盤整備も完了している所でございます。</p> <p>譲渡人の状況につきましては、水俣へUターンはしないとの事で、農地と家を処分したいとの事で売買することになりました。</p> <p>周辺農地の農業上効率的な且つ総合的な利用確保に支障は生じないと考えられますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たされていると考えられます。</p> <p>御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	担当地区推進委員からの補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
13番委員 (戸次治夫君)	はい。
議 長	はい、13番、戸次委員。
13番委員	1番の方の件で利用目的が野菜と言っていますが、品目が分かれば教えていただきたいと思っております。

	<p>というのが私の担当地区では、高齢者で耕作が出来ないというような形で、作らないというような方が出てきておりますので、高齢者でも野菜等が出来るんだったら、そちらのほうを教えてあげたいと思ひまして、できたら教えてください</p>
7番委員	はい、議長。
議長	はい、7番、稲田委員。
7番委員	<p>現在ですね、そこの所在地は別の方が借られて作っておられますけども、私も畑でどういう栽培をされるのか詳しくはわかりませんが、譲受人の方は、野菜全般、通年通して栽培されておられますので、そのくらいしか御説明できません。</p>
議長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第91号農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議長	<p>御異議もないようですので、議第91号農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第92号農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
2番委員 (松田時義君)	はい、議長。
議長	はい、2番、松田委員をお願いします。
2番委員	<p>農地法第5条の許可申請について、1番から4番まで。</p> <p>まず1番について御説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>2筆あります。</p> <p>2筆の合計が、2, 247㎡。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備で太陽光発電事業を推進する上で、一団のまとまった面積を確保でき、事業計画地としては最適地であるため。</p>

第3種農地です。

施設の概要は、事業面積が2,294㎡、転用面積は2,247㎡。

ちょっと数字が合わないと思いますが、雑種地が47㎡入っております。

資金計画は、記載のとおりです。

融資証明書がついております。

7月4日に現地調査を行いました。

申請地は11ページです。

4名で現地調査を行いました。雨水等は自然浸透となっております。

ここは水を貯める所をちょっと掘ってもらったら、市の側溝に流れやすいと私達は思った次第です。

もし、許可されるときには、そこに排水溝みたいなのを掘ってほしいという要望があったという事を、伝えて頂きたいと思います。

もう1筆の方は、ここは雨水等が溢れたら、隣接する川に流れていきますので大丈夫です。

ただ、人家が周りにありますので、人家に対する説明もしてほしいなという事で、譲渡人には、地区の推進委員の方から、付近の住民に説明がほしいということ伝えてあります。

次に農地法第5条の許可申請についての2番にいきます。

譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。

地目は、台帳は畑、現況は荒廃地となっております。

転用面積は353㎡。

ここは、個人住宅の建設です。

転用理由につきましては、市道に接し日当たりも良く、付近に住宅があり集落を形成している。

譲受人は現在、借家で暮らしており、家族が増え借家では手狭くなったため。

第1種農地。

所有権移転です。

事業面積は353㎡。

資金計画は、議案書のとおりです。

融資申込書の写しが出ております。

現地は、14ページに記載されております。

申請地の向かい側に、譲受人の奥さんの実家があります。

現地調査を6人で行いました。

事務局2人、行政書士、設計士、竹下委員と私で行いました。

次の農地法第5条の許可申請についての3番と4番です。

譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。

地目は、台帳が田、現況は荒廃地で、里芋とイチジクが見えたくらいです。

2筆あり、合わせて482.35㎡で、個人住宅の建設です。

資金計画は、議案書記載のとおりです。

次に農地法第5条の許可申請の4番です。

	<p>土地の所在は、議案書記載のとおりです。  地目は、台帳は畑、現況は荒廢地です。  面積は147㎡です。  転用目的は、倉庫の建築です。  第3種農地。  所有権移転です。  事業面積は400.19㎡です。  転用面積は147㎡、ここは古い家が付いております。  資金計画は、記載のとおりです。  現地は16ページを開けてください。  7月4日、行政書士、事務局から2人、竹下委員と5人で現地調査を行いました。  1番から4番まで説明しましたが、現地調査及び、転用に係る許可基準から何ら問題はないものと思われまますので、御審議の程よろしく申し上げます。  なお、太陽光発電について竹下委員のほうから補足説明をお願いしたいと思います。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
17番委員 (竹下正治君)	はい。
議 長	はい、17番、竹下委員。
17番委員	<p>1番の件です。  申請地に太陽光ができるということで、近所の方が現地の隣に自分の畑がある。  近所の人に前もって説明がなくていいのか、太陽光が出来たら周りの人が困るんじゃないかと相談がありました。  1年前ですが、太陽光ができるという話だったので、事務局のほうに相談をしたことがありましたが、いろいろ手続き、申請をしないといけないということでした。  その後、話が闇になったという話だったので、今度の申請を聞いてびっくりして、相談者に連絡しました。  近隣の人に了解、承諾はいらないということで、相談者には納得していただきましたけれども、また後になって話が出た場合は、事業者側のほうから説明をされるということでした。</p>
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
13番委員	はい。

議 長	はい、13番、戸次委員。
13番委員	<p>1番ですが、先程、自然浸透と言われましたが、私の担当地区でも自然浸透で計画していましたが、実際、自然浸透ができなく、道路に流している状況なんです。</p> <p>自然浸透といっても降るときは、かなりの量の雨が降ります。だからそれだけじゃ賄いきれないと思うんですよね。</p> <p>ですので、するんだったら完全に排水路地等をつくるような形でもっていかないとダメかなと思っております。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>ここの農地に関しては、現状そのままの状態にパネルを置くということで、セメント等で固めるようなものではないですので、現状の状況と大きく変わらないのかなというところでございます。</p> <p>可能であれば、素掘り等で周囲を掘っていただくとか、そういったお願いのほうはしたところでございます。</p> <p>非常に急な傾斜地というわけでもないものですから、そこまでは求めておりません。</p>
13番委員	はい、議長。
議 長	はい、13番、戸次委員。
13番委員	それでは業者の方はその意向は、あることはあるんですかね。もしくは、そのまま。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>事務局のほうから素掘りの検討はお願いしていますが、実際できるかどうかは難しいという答えでした。</p> <p>ただ、事業計画の中で、設置の工事中、もしくはその後、周囲の農地等に問題が発生するようであれば、すぐに対応するという文言を入れていただいておりますので、何かあれば業者の方に対応していただくというところでございます。</p>
13番委員	はい、議長。
議 長	はい、13番、委員。

13番委員	<p>市内でも今、太陽光を建設している所が結構山の上にあるが、排水が下まで流れてきて去年も大騒ぎしております。</p> <p>そこが面積的に広いからそうなったのかもしれないけれども、なかなか浸透は難しいんですね。</p> <p>その対応は十分にさせていただくうえで、許可をされたらいかがでしょうか。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>今の御意見のほうは、改めて業者のほうにも伝えておきたいと思います。</p> <p>先程も言いましたように、急な傾斜地ではないといったところがありますので。</p> <p>御意向のほうは、このような御意見があったということでお伝えしたいと思います。</p>
議長	<p>私からもいいでしょうか。</p> <p>市道がありますが、市道のほうに側溝はありますか。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	2筆とも側溝があります。
議長	<p>自然浸透というけれど、畑に直接降るのは抑えられるんですが、建物の時には下にいかずに、そのまま流れてきますので、相当な水になってくるんですね。</p> <p>ハウスをしているのと一緒で、すごいですよね。</p> <p>コンクリの上に直接来るから、それがいっぺんに流れてくるから、相当な量になりますので、できるだけ側溝に流すようにしていかないと、後でまた問題が起きたら工事代等も付いてくるのかなと。</p>
事務局次長	はい、それをまた業者のほうに伝えておきます。
議長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第92号農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として決定してよろしいですか。

	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第92号農地法第5条の許可申請については、本会の意見として、許可相当と決定いたします。 次に移ります。 議第93号農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
2番委員	はい、議長。
議 長	はい、2番、松田委員をお願いします。
2番委員	農用地利用集積計画の申出について、新規設定1番について御説明いたします。 貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目、台帳は田、現況は畑。 面積、1,061㎡。 始期終期、令和4年8月1日から令和24年7月31日まで20年。 利用目的、野菜。 野菜は、無農薬の野菜を作りたいということです。 借人は、市内の医療機関にお勤めです。 現在その医療機関で、癌の研究をされております。 癌に聞くとと言われる、ビーツを栽培したいということで、この前お会いしたところ、農業に対する意欲がみられました。 借賃は無償。 利用権の種類は使用貸借権です。 経営面積は、3月の農業委員会にかけました借入地、134㎡。 ここを山鋤それからノコで切り開かれて、見事に畑にされております。 今回は、面積が広いのでトラクターを1台借りられております。 現在修理に出しているとの事です。 小型の耕運機を1台購入予定となっております。 現地は22ページを開けてください。 そこに、水、土、日曜日の週3日従事ということで、年間の従事日数は150日以上農業ができるということでした。 その他、奥さん、長男、孫とか全部で4人ほど協力者がいるということで、とにかく無農薬の野菜を作りたいということ、癌の研究をしていますから、ビーツを栽培して普及していきたいと意欲に燃えていらっしゃいます。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。
7番委員	はい、議長。

議 長	はい、7番、稲田委員お願いします。
7番委員	<p>議第93号農用地利用集積計画の申出、利用権新規設定2番を御説明いたします。</p> <p>議案書は20ページをご覧ください。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳は田、現況は畑となっております、面積は922㎡。</p> <p>始期終期は、令和4年8月1日から令和9年7月31日までの5年間。</p> <p>利用目的は野菜です。</p> <p>借賃は無償で、使用貸借権となっております。</p> <p>申請地は22ページをご覧ください。</p> <p>借人の方は現在、水稻と野菜、主に玉葱のほうを栽培されております。</p> <p>申請地は以前、遊休農地でしたが、今回、遊休農地を解消するために、地域の方々、他数名の方々に遊休農地解消ということで野菜、里芋のほうを栽培されておられます。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	新規番号3番は、私のほうから説明します。
1番委員	<p>20ページをご覧ください。</p> <p>3番、貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりでございます。</p> <p>地目、台帳現況とも畑でございます。</p> <p>面積は、3,980㎡。</p> <p>始期終期は、令和4年8月1日から令和9年7月31日までの期間5年。</p> <p>利用目的、野菜。</p> <p>借賃、全体で18,000円でございます。</p> <p>利用権の種類は、賃借権でございます。</p> <p>尚、この土地は、先月の6月の議会で合意解約をされた所でございます。</p> <p>その後、すぐ私のほうから、前、借りられた人にどうされるのか尋ねたら、借りてくれる人がいないかということで、申請人の新規就農者に現地を見せて相談したら、借りますということで、手続きまでやったところでございます。</p> <p>新規就農者は土地も持っていないくて、今年、私の田にそら豆を2反ほど作り、4t採られました。</p> <p>非常に頑張っているところでございます。</p> <p>この土地も東西向きで、そら豆に良い所でございますので、ここにまた、そら豆を植えると。</p> <p>新規就農されている申請者のお兄さんもやりたいということで、まだまだ土地を欲しがっているところでございます。</p>

	<p>現地も見たところ、電柵とかも整っていますので、荒れないうちに利用権をしたほうがいいと思い、早速、1か月でできたわけですので、新規就農者も助かっているところでございます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
5番委員 (田畑和雄君)	はい、議長。
議長	はい、5番、田畑委員にお願いします。
5番委員	<p>議第93号農用地利用集積計画の申出についての1番、議案書は21ページです。</p> <p>貸人、土地の所在、借人は記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況とも畑。</p> <p>面積は2筆合わせて2,557㎡。</p> <p>始期終期は、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの期間1年。</p> <p>利用目的は玉葱です。</p> <p>利用権の種類は、賃借権ということで、現地は24ページをご覧ください。</p> <p>もともとみかん山の所で、今は畑、玉葱も何年か作っておられますが、借人は専業農家ということで頑張っておられます。</p> <p>各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御異議もないようですので、議第93号農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議長	<p>御異議もないようですので、議第93号農用地利用集積計画の申出については、承認することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第94号令和4年度水俣市農地賃借料情報の公示についてを議</p>

	<p>題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議第94号令和4年度水俣市農地賃借料情報の公示について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は、26ページをご覧ください。</p> <p>これは、農地法第52条の規定により、農業委員会は、農地の賃借等の動向を収集、整理し提供することが求められているため公示を行おうとするものです。</p> <p>この賃借料は、令和3年1月から12月までに締結された農地の10a当たりの賃借料水準、つまり実勢の賃借料を集計して貸し借りの平均額を目安として算出しております。</p> <p>この平均額は、算出結果を切り捨てて100円単位としております。</p> <p>また、この金額に拘束力はなく、あくまで参考として提供いたしますので、実際の契約の際は、貸し手、借り手双方でよく話し合っ決めていただくこととなります。</p> <p>下の方に田の部、畑の部、樹園地の部とございます。</p> <p>集計の方法ですが、市内の農地を田、畑、樹園地毎に集計し、田にあつては、市街地、圃場整備済み区域をA地区、その他の区域をB地区として集計しています。</p> <p>物納で米の場合は、60キログラムあたり13,000円と換算しております。</p> <p>その結果、田（A地区）、田（B地区）、畑、樹園地について、それぞれの表の右欄に記載したデータ数から、平均値、最高額、最低額を求めています。</p> <p>具体的な金額につきましては、記載のとおりです。</p> <p>また、今年度公示分を含め、過去5か年分の推移につきましては、下表※印に記載しておりますのでご覧ください。</p> <p>なお、異常に高額のもの、異常に低額のものにつきましては、全体から除いて集計しております。</p> <p>また、樹園地につきまして、例年より金額が下がっております。はっきりとした原因はわかりませんが、令和3年度の売買につきましては、耕作放棄地の売買等が多かったためではないかと思われま</p> <p>す。</p> <p>つきましては、この表により公示を行おうと思っておりますので、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	事務局より説明がありました。御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)

議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第94号令和4年度水俣市農地賃借料情報の公示については、本案のとおり決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第94号令和4年度水俣市農地賃借料情報の公示については、本案のとおり決定いたします。次に移ります。 議第95号農地移動適正化あっせん基準の見直しについてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議第95号農地移動適正化あっせん基準の見直しについて、御説明させていただきます。</p> <p>議案書は、28ページから32ページになります。 29ページをご覧ください。</p> <p>水俣市のあっせん基準について定めているものですが、内容の改正となります。</p> <p>まず、このあっせん事業について、簡単にご説明いたします。</p> <p>本あっせん事業は、29ページの1の目的に記載されておりますとおり、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づき、農地保有の合理化等を推進するために、農用地内の農地について、権利移動のあっせんを農業委員会が行うものです。</p> <p>本事業で、所有権移転を行った場合、譲渡所得税の課税対象から800万円まで控除されることとなります。</p> <p>しかしながら、同様の事業として、熊本県農業公社が実施する農地中間管理事業の特定事業である農地売買事業があるため、本市においては、この中間管理の特例事業を実施しており、本あっせん事業の実績はございません。</p> <p>もしも、本事業を実施する場合は、農地所有者からの申し出を受け、農業委員会が選定調書を作成し、基準に適合していれば、あっせん委員3名を指名したうえで、農地をあっせんすることとなります。</p> <p>このあっせんの基準について定めているものがこのあっせん基準となります。</p> <p>その要件として、農地の権利を取得させる者として、3のあっせん基準の①に記載されておりますが、農業を営む者、農地所有適格法人、農地中間管理機構等となっております。</p> <p>その際、ア、イ、ウに記載されている要件が必要となりますが、特に、アの権利取得後の経営面積が基準を超える必要があります。</p>

	<p>今回、一番大きな改正は、この基準面積の変更でございます。</p> <p>その他の改正の中身につきましては、前回の改正が平成24年度であり、主に当時農地保有合理化法人という名称が、農地所有適格法人に変更されたことや、円滑化団体、経営体育育成支援事業といった、既に廃止された事業等の削除によるものです。</p> <p>なお、3の②から先の説明は割愛いたしますので、後程ご覧ください。</p> <p>ところで、この基準面積につきましては、国の農地移動適正化あわせん事業実施要領において、最新の農林業センサスの結果を踏まえて見直すこととされており、今回、2020センサスの結果が出たことにより、改正することとなったものです。</p> <p>議案書32ページをご覧ください。</p> <p>32ページに表がございますが、別表1の上の表が先ほどご説明いたしました、権利取得後に必要な基準面積。</p> <p>真ん中の1列の表が、2020農林業センサスにより得られた水俣市の平均経営耕作面積で135aでございます。</p> <p>一番下の表が、目指すべき目標面積となっております。</p> <p>今回変更したのは、別表1の上の表の右から2列目の基準面積となります。</p> <p>上から83a、70a、135aとありますが、ここが全て改正となります。</p> <p>前回までの基準面積は記載しておりません。</p> <p>前は作物、経営形態毎に上から、甘夏、水稻、玉葱を合わせて80aでした。</p> <p>玉葱、水稻も合わせて同じく80a、茶、水稻が150a、玉葱、水稻、デコポンが80a、デコポンの加温、無加温、露地が70a、甘夏、デコポンが100a、その他の営業累計が50aとなっております。</p> <p>上がったところも下がったところもありますが、基本的には、農林業センサスの135aを超えて、設定することとされております。</p> <p>しかし、当市の実情等を踏まえ、135aを基準面積とするのは、大きいのではないかと考えまして、あまり大きな差が出ないように農地台帳を基に、実態に合わせた形で算定した結果が、記載の基準面積となっております。</p> <p>なお、一番下の表の目標面積につきましては、変更ございません。</p> <p>説明が長くなりましたが、この内容、特にこの基準面積により改正を行おうと思っておりますので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明がありました。御質疑、御意見はございませんか。</p> <p>私からいいですか。</p> <p>デコポンのハウスなら、面積が低くもってあるんですね。</p> <p>ハウス利用は、70アールに目標設定をしてある。</p> <p>135a達してなくても、目標がね。</p>

事務局	はい。 目標が70アールですので、基準が。
議長	135アールになっているから、それから下がってはいけない。
事務局	はい、下がってはいけないんですが、実態に合わせた形で理由があれば、135を下回っても構わないというふうになっています。 ただここが、基準面積が73になっていて、目標が70ですので、ここは基準面積を70に揃えたほうがいいかなと思います。 申し訳ございません。 70に修正して提出したいと思います。
議長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第95号農地移動適正化あっせん基準の見直しについては、本案のとおり決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議長	御異議もないようですので、議第95号農地移動適正化あっせん基準の見直しについては、本案のとおり決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これもちまして、第25回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員